

奈良市ファミリー・サポート・センター事業及び奈良市エンゼルサポート事業  
業務委託事業者選定審査委員会設置要領

(目的及び設置)

第1条 奈良市ファミリー・サポート・センター事業及び奈良市エンゼルサポート事業の実施団体を募集するに当たり、応募団体の審査を適正に行うために奈良市ファミリー・サポート・センター事業及び奈良市エンゼルサポート事業業務委託事業者選定審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 募集要項の策定に関すること。
- (2) 応募団体から提出された関係書類及び応募団体が行う説明に基づき審査するための評価基準及び評価方法の策定に関すること。
- (3) 応募団体から提出された関係書類及び応募団体が行う説明に基づく審査に関すること。
- (4) 実施団体の選定に関すること。
- (5) 審査結果及び選定理由書の作成に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、審査に必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員4人をもって構成する。

- 2 委員は、学識経験者、専門知識を有する者、市職員等のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委員の委嘱又は任命の日から第7条の報告が行われた日までとする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決す

るところによる。

- 4 奈良市情報公開条例（平成 19 年奈良市条例第 45 号）第 29 条の規定に基づき、委員会の会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより、会議の公正かつ円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合、出席委員の 3 分の 2 以上の多数の議決により、会議の全部又は一部を非公開とできる。
- 5 傍聴人の定員は、5 人とする。
- 6 委員会の会議の傍聴を希望する者は、会議の開会の 30 分前から 15 分前までの間に、受付において傍聴人名簿に住所及び氏名等を記入し、許可を受けた上で係員の指示に従い、傍聴しなければならない。受付は先着順に行い、定員になり次第終了する。
- 7 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。
  - (1) 傍聴席で傍聴し、私語を慎み、みだりに席を離れないこと。
  - (2) 会議中は静かに傍聴し、会議場において発言しないこと。
  - (3) 議事及び意見に対して、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
  - (4) 会議の写真撮影、録画、録音その他これらに類する行為をしないこと。
  - (5) 他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと。
  - (6) 委員長及び係員の指示に従うこと。
  - (7) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。
- 8 傍聴人は、委員会が傍聴を認めないと定めた議題に関する審議等を行おうとするときは、速やかに会議場から退場しなければならない。又、傍聴人は、会議終了後は速やかに会議場から退場しなければならない。
- 9 傍聴人がこの要領に違反したときは、委員長は、傍聴人に対して必要な指示を行い、これに傍聴人が従わない場合は、退場させることができる。

（報告）

第 7 条 委員会は、審査終了後、その結果を市長に報告するものとする。

（守秘義務）

第 8 条 委員会の委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第 9 条 委員会の庶務は、子ども育成課において処理する。

（委任）

第 10 条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和元年 12 月 25 日から施行する。

（この要領の失効）

2 この要領は、第7条の報告が行われた日限り、その効力を失う。